関係各位

国家公務員共済組合連合会　虎の門病院
契約担当者
院長　大内　尉義

入札の実施通知書

標記のことについて、下記により入札を行ないますのでお知らせいたします。

記

1. 契約の目的
   器具備品（ 調剤支援システム　1 式）の購入

2. 入札説明会の日時及び場所
   平成 26 年 9 月 5 日　金曜日　午前 9 時 30 分（ 場所: 本院　用度課）

3. 入札執行の日時及び場所
   平成 26 年 9 月 12 日　金曜日　午前 9 時 30 分（ 場所: 本院　8 階第2 会議室）

4. 納入場所
   本院

5. 入札保証金及び契約保証金
   全額免除

6. 入札参加資格
   下記の条件を全て満たす業者であること
   ①当院所定の入札資格参加申込手続きを行い、審査結果通知書を当院から受理している業者。又は全省庁統一資格審査の結果通知書を受理している業者
   ②当院もしくは省庁に納入実績がある業者
   ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。（ 契約時に誓約書を提出すること。）

7. その他
   入札書は別掲の仕様書の内容に合致した品目に関して作成のこと
   入札書と委任状は説明会にてのみ配布する
   質疑応答については、説明会 3 日前までに質問を FAX していただき、説明会にて回答する
   FAX　03-3560-7776　第 1 係入札担当者迄

（ 担当: 用度課第 1 係）

調剤支援システムの購入

仕様書

平成２６年度

国家公務員共済組合連合会
虎の門病院

作成日平成 26 年 8 月

調達機器及びその構成			
1.	メインシステムについて		
		基本的要件	メインシステムとは電子カルテシステム等の上位システムとの接続並びに薬局部門システム全体のネットワーク管理とデータ保管を目的とするシステムであること。データ受信システム、サーバーシステム、医薬品データベースシステムから構成され、以下の条件を満たすこと。
	1-1.	データ受信システムは、以下の要件を満たすこと。	
		1-1-1.	本院の電子カルテシステムと接続している既存仕様を変更する事なく、通信端末を介し処方オーダー情報を得ること。
		1-1-2.	本院の電子カルテシステムとのオンライン化において、情報伝達のためのソフトを含んでいること。
		1-1-3.	受信したデータをデータ変換し、解析ソフトへ転送できること。
		1-1-4.	PC、モニターについては、既存で使用している物を使用すること。
		1-1-5.	本作業におけるNEC側作業も含めること。
	1-2.	サーバーシステムは、以下の要件を満たすこと。	
		1-2-1.	処方情報をバックアップする機能が有ること。
		1-2-2.	各制御装置に係わるファイルの保存管理を行う機能が有ること。
		1-2-3.	各装置間をLANで繋ぎシステムを構築すること。
		1-2-4.	調剤支援システム、サブシステム、全てのデータ及び情報変換のためのマスタを保管・管理ができること。
		1-2-5.	台数はサーバ2台構成とすること。
		1-2-6.	1台が故障しても、もう1台で代替運用が可能になっていること。
		1-2-7.	サーバはCPUがインテルXeon X3430(2.40GHz)相当以上、主記憶装置の容量は4GB以上を備えていること。
		1-2-8.	サーバは300GB以上の物理的容量を持つ磁気ディスク装置を2台内蔵し、RAID1以上で構成されていること。
		1-2-9.	ハードウェアコンポーネントを二重化することにより、万が一、片方のハードウェア本体にトラブルが発生しても連続運転が可能なこと。
		1-2-10.	サーバOSはWindows Server 2003 Enterprise Edition日本語版相当以上の機能を有すること。
		1-2-11.	3.5インチフロッピーディスク、CD-ROM (24倍速) を内蔵していること。
		1-2-12.	100Base-T以上のインターフェースを1個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
		1-2-13.	本装置は無停電電源装置 (UPS) を有すること。

	1-3.	医薬品データベースシステムは、以下の要件を満たすこと。	
		基本的要件	医薬品データベースとは、高度な医薬品のデータを保持し、処方チェックや情報検索に用いられ安全性の向上や医療情報提供の補助を目的としている。
		1-3-1.	データベースとして病院関係100件以上、作成から10年以上の実績があること。
		1-3-2.	データベースについては、既存で導入されているデータベース（DIR）がそのまま使用できること。
		1-3-3.	本データベースシステムは、調剤注射支援システムとの直接リンクを形成し、処方チェック機能・ＤＩ検索支援機能・服薬指導支援機能の全ての支援プログラムとして活用できる機能を有していること。
		1-3-4.	医薬品データベースとして、19000品目以上の医薬品の添付文書情報を保持し、閲覧できること。
		1-3-5.	相互作用データベースは、禁忌・注意のレベルに分けてチェックができること。
		1-3-6.	相互作用データベースは、医薬品と一般薬（ＯＴＣ薬）及び飲食物とのチェックができること。
		1-3-7.	適応症データベースの疾患名管理機能は、国際疾病分類コードＩＣＤ10との関連コード付けができていること。また、添付文書上の病名で、ＩＣＤ10の分類に一致しない病名についても、ＩＣＤ10コードのついた病名への結び付けを行っていること。
		1-3-8.	適応症データベースは、病名と医薬品の結び付けを行っていること。
		1-3-9.	禁忌症データベースの病名は、ＩＣＤ10コード付けができていること。また、添付文書上の病名で、ＩＣＤ10の分類に一致しない病名についても、ＩＣＤ10コードのついた病名へ結び付けを行っていること。
		1-3-10.	禁忌症データベースは、病名に対する禁忌薬剤のチェックができること。
		1-3-11.	常用量データベースは、年齢別、体重別、対表面積別、疾患別の常用量データを保持していること。
		1-3-12.	要約版添付文書データベースは、医療従事者向けに要点をまとめた添付文書情報を保持していること。
		1-3-13.	薬品鑑別データベースは、画像データ、メーカーロゴ、刻印情報を保持しており、薬剤鑑別書の発行と、院内代替薬品の検索ができること。
		1-3-16.	その他のデータベースは、薬効、薬価収載日、薬価のデータを保持していること。
		1-3-17.	調剤注射支援システムと連動して、処方箋チェックに利用できること。
		1-3-18.	これまでに蓄積された入院・外来・院外の薬歴情報も参照してチェック対象とできること。
		1-3-19.	病院医療情報システム側でも医薬品の標準データとして利用でき、医薬品情報を一元管理し、病院内全体で医薬品情報の共有化を実現できること。また、医薬品情報検索も病院医療情報システム側の各端末から検索ができること。
		1-3-20.	副作用や検査に関するデータベースを有し、検査値の変化に係わる原因薬の確認ができること。
		1-3-21.	保険請求前において、適応症名のチェックがかかる仕組みを有し、エラー発生時にはその薬品に対する候補病名を提示できること。
		1-3-22.	最新の情報が、毎月1回以上提供されること。
		1-3-23.	院内医薬品集が作成できること。
		1-3-24.	アレルギー・副作用歴チェックシステムを有し、薬歴データベースを参照して警告表示ができること。
2.	調剤支援システムについて		
		基本的要件	調剤支援システムとは、上位システムより送信されたデータに基づき、調剤業務の効率化や安全性の向上を目的としたシステムであること。処方解析監査システム、薬袋印字システム、散薬監査システム、自動散薬分包システム、水剤監査システムで構成され、なおかつ既存の調剤システム、機器などに接続が可能なこと。
	2-1.	処方解析監査システムは、以下の要件を満たすこと。	
		基本的要件	処方解析監査システムとは、上位システムより送信されたデータを解析し処方チェックや下位のシステム、機器にデータ送信を目的としている。
		2-1-1.	本院の調剤内規に則した解析結果を既存の調剤機器（全自動錠剤分包機、散薬監査システム、自動散薬分包機、処方箋・薬袋・薬剤情報・お薬手帳発行システム）や、新規調剤機器（水剤監査システム、計数調剤監査システム）へデータ転送できること。
		2-1-2.	処方情報を画面上に表示し、処方リスト等も発行できること。
		2-1-3.	処方チェックはメインサーバに登録された各種情報をもとに処方箋オーダデータのみだけでなく、注射箋オーダデータも含め以下の項目で行えること。
		(1)	相互作用
		(2)	重複薬品、成分、薬効
		(3)	日数
		(4)	用量
		(5)	長期投薬
		(6)	配合変化
		2-1-4.	また、薬剤部で登録された以下の患者状態を利用してチェックが行えること。
		(1)	年齢、患者状態（小児、妊婦、高齢者等）
		(2)	他院服用薬・併用薬（採用薬/非採用薬/OTC薬品）
		(3)	持込薬（採用薬/非採用薬/OTC薬品）
		(4)	常備薬　（採用薬/非採用薬/OTC薬品）
		(5)	アレルギー　（食品/その他 ）
		(6)	症状　（副作用/併発疾患 ）
		(7)	疾患名　（現病歴/既往歴/医事病名）
		(8)	食事
		2-1-6.	処方チェックによるワーニング情報は、画面とプリントアウトにより確認が行えること。
		2-1-7.	チェック項目は全てパラメータ化され、必要な項目にチェックを入れるだけで処方チェックが行えること。
		2-1-8.	チェックは自動、手動の切り換えができ、Ｄｏ処方の場合は監査なしの設定ができること。
		2-1-9.	処方チェックを行い、問題のない処方は内規に合致した情報処理をし、各調剤機器へ送信できること。

		2-1-10.	情報提供文書の出力指示をし、薬袋印字システムに送信できること。
		2-1-11.	薬剤情報は科別に文言を区別して出力できること。
		2-1-12.	薬剤情報は用法・用量等も含んでいること。
		2-1-13.	薬剤情報は削除・変更の情報だけでもできること。
		2-1-14.	薬剤情報は再発行ができること。
		2-1-15.	薬剤情報文書には検査薬説明内容も一緒に出力できること。
		2-1-16.	薬剤情報用紙はＡ４サイズであること。
		2-1-17.	お薬手帳用の情報が出力できること。
		2-1-18.	本体システムから患者情報（病名、患者住所、患者番号、連絡先等）が取り込めること。
		2-1-28.	PC、モニターについては、既存で使用している物を使用すること。
	2-2.	薬袋印字システムについては、以下の要件を満たすこと。	
		基本的要件	薬袋印字システムとは、処方解析システムより送信された処方データを基に処方箋、薬袋、薬剤情報やラベル類が自動発行し、業務効率の向上を目的とする。
		2-2-1.	現在、発行されている帳票の印字情報が全て網羅されていること。
		2-2-2.	現在、発行されている帳票の印字レイアウトがそのまま使用できること。
		2-2-3.	粉砕等の指示、シロップ剤の混合、外用剤の練合等の指示が出力できること。
		2-2-4.	薬袋へは薬剤名、簡単な薬効が印字できること。
		2-2-5.	印字は仮名、漢字、片仮名、英数文字、バーコード等での印字ができること。
		2-2-6.	薬袋の種類、サイズ等は本体処方情報で自動的に判断されること。
		2-2-7.	薬袋印字装置からは処方箋、薬袋、薬剤情報が印刷され、患者毎にセットされること。
		2-2-8.	薬袋、薬剤情報は英文での印字もできること。
		2-2-9.	薬袋の別包処理ができること。
		2-2-10.	麻薬処方の仮処方箋が出力できること。
		2-2-11.	至急の割り込みができること。
		2-2-12.	ラベルの種類（水剤、外用）は本体処方情報で自動的に判断されること。
		2-2-13.	ラベルの印字は仮名、漢字、片仮名、英数文字、バーコード等での印字ができること。
		2-2-14.	台数は制御用PC1台、薬袋印字装置3台、ラベルプリンタ1台とすること。
		2-2-15.	PC・モニターは、既存で導入されているPCをそのまま使用できること。
		2-2-16.	台数は薬袋印字装置3台構成とすること。
		2-2-17.	薬袋印字装置は6種類の用紙（薬袋）をセットできること。
		2-2-18.	薬袋印字装置は印字方式はカラーレーザー方式であること。
		2-2-19.	薬袋印字装置は印字スピードは33枚／分以上であること。
		2-2-20.	薬袋印字装置は遮音性等の室内環境への配慮がされていること。
		2-2-21.	薬袋印字装置はセットできる紙は平紙薬袋及びガゼット薬袋（横マチ付薬袋）、普通用紙が使用できること。
		2-2-22.	薬袋印字装置にセットできる薬袋は単票で、JIS規定のサイズであること。
		2-2-23.	薬袋印字装置は機器の操作、メンテナンス、消耗品の補充又は交換がトレー方式で容易にできること。
		2-2-24.	薬袋印字装置のサイズは手差しトレイを広げた状態でW1100mm×D700mm×H1150mm以下で、本院薬局で指定する場所に設置できること。
		2-2-25.	薬袋印字装置は作業効率の面から薬袋の補充が容易にできること。
		2-2-26.	薬袋印字装置は薬袋が１カセットに200枚以上、手差しに50枚以上ストックできること。
		2-2-27.	台数はお薬手帳用として、ラベルプリンター2台構成とすること。
		2-2-28.	ラベルプリンタは印字は仮名、漢字、片仮名、英数文字、バーコード等での印字ができること。
		2-2-29.	ラベルプリンタの印字方式は、熱転写方式または感熱方式であること。
		2-2-30.	ラベルプリンタはラベルを500枚以上を１セットとした連続式であること。また自動でカットできること。
		2-2-31.	ラベルプリンタは解像度は、203ｄｐｉ以上であること。
		2-2-32.	ラベルプリンタは印字幅は、3インチ以上であること。
		2-2-33.	ラベルプリンタは機器の操作、メンテナンス、消耗品の補充又は交換が容易にできること。
		2-2-34.	ラベルプリンタは機器のサイズは本院薬局で指定する場所に設置できるサイズであること。
		2-2-35.	ラベルプリンタはラベルの補充が容易であること。
		2-2-36.	台数は水剤・外用用として、ラベルプリンター1台構成とすること。
		2-2-37.	ラベルプリンタは、カラー印字が可能であること。

	2-3.	散薬監査システム用端末は、以下の要件を満たすこと。	
		基本的要件	散薬監査システムとは、処方解析システムより送信されたデータに基づき、秤量の必要な散薬の整合性を図るため、バーコード（RSS）による薬品チェック、量の計測を行い、正しく秤量されたデータのみ自動散薬分包機に送信することで、正確は秤量業務を行える事を目的とする。
		2-3-1.	既存で使用している散薬監査システムをそのまま使用し、PC、バーコードリーダー、天秤、プリンターのみ交換とする。
		2-3-2.	既存の処方解析システムによる調剤内規の結果、秤量と判定された秤量データを受信することができること。
		2-3-3.	台数は制御用PC2台、電子天秤2台、バーコードリーダー2台、サーマルプリンタ2台構成とすること。
		2-3-4.	電子天秤は計量に対する応答性に優れ、作業が迅速に行えること。 測定範囲は０．００１～４００ｇであり、レンジを切り替えることなく秤量できること。
		2-3-5.	電子天秤は、設置場所の風や振動などの使用環境に対応させるため、ワンキー操作で応答特性を自動調整できること。
		2-3-6.	サーマルプリンタは用紙幅80mm以上で、赤・黒印字ができ、用紙のオートカット機能を有すること。
		2-3-7.	PCはCPUがUltra Low Voltage インテル Celeron M プロセッサー600MHz相当以上、主記憶装置の容量は
		2-3-8.	PCは40GB以上の物理容量を持つ磁気ディスク装置を内蔵すること。
		2-3-9.	対角12.1インチ以上、解像度1024×768ドット以上のタッチパネル式TFT液晶カラータイプを有していること。
		2-3-10.	PCはオペレーティングシステムに関しては日本語対応Windows XP Embedded相当以上の性能を有すること。
		2-3-11.	PCは100Base-T以上のインターフェースを1個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
		2-3-12.	電子天秤の表示はデジタル数字による表示であること。
		2-3-13.	電子天秤は計量に対する応答性に優れ、作業が迅速に行えること。
		2-3-14.	電子天秤は計量操作が容易であること。
		2-3-15.	バーコードリーダーは設置タイプのもので、各種バーコード対応の回転ポリゴンミラー式であること。
		2-3-16.	サーマルプリンタは用紙幅80mm以上で、オートカット機能を有し、既存の散薬調剤台に組み込むことができること。
	2-4.	全自動散薬分包システムは、以下の要件を満たすこと。	
		基本的要件	自動散薬分包システムとは、上位システムより送信されたデータの基づき、薬剤を自動で薬包紙に分包が行え、必要な情報を薬包紙に印字が可能な機能を有すことで、一包化業務の効率化を目的とする。
		2-4-1.	既存で導入されている全自動散薬分包システム（io-9090WinPremium）と、分包構造が同じであること。
		2-4-1.	散薬調剤の指示のある処方データを処方解析監査装置より受け取れること。また、散薬監査システムにて出力された監査記録紙のバーコードを読み込むことで分包する患者を限定し、薬包紙に患者名、用法名、薬品名等を印字できること。
		2-4-2.	既存の散薬分包機と用途に応じて、振り分けが可能であること。
		2-4-3.	台数は制御用ノートPC1台、全自動散薬分包機1台とすること。
		2-4-4.	全自動散薬分包機の分包速度は、低速＝30包／分、中速＝43包／分、高速＝50包／分の切り替えが可能であること。
		2-4-5.	全自動散薬分包機は分包数が1～93包の包装数設定可能な分割機であること。
		2-4-6.	薬剤部内の全分包機で使用する分包紙は、共通性を持たせることにより分包紙・インクリボンの発注・在庫管理業務が非常に効率的になるため、既存の散薬分包機および錠剤分包機ともに共通規格分包紙・インクリボンであること。
		2-4-7.	全自動散薬分包機の分包紙は薬品に対しての品質保持に優れていること。又シールずれのない二ツ折り分包紙を採用し交換も容易であること。
		2-4-8.	分包紙をシールした後の分包紙内の角は、Ｒ仕上げになっており、散薬が角へ溜まりにくくなっていること。
		2-4-9.	患者さんの服用時に、分包紙が今まで以上に開封しやすいよう、分包紙へのシール加工は、縦・横２箇所の鮮明なイージーカット（開封用切れ込み）が入る機能を有していること。
		2-4-10.	全自動散薬分包機の印字は全行印字熱転写方式であること。
		2-4-11.	分包紙への印字は、Windowsパソコンに標準搭載のフォントは全て印字でき、好みの字体が使えるだけでなく、これまでの分包機では印字できなかった外字や記号などもパソコン上で表示された通りに印字できること。写真、イラスト、ロゴなどの画像イメージやバーコード、ＱＲコードなども印字でき、患者層や運用条件に適した個性的な分包紙印字レイアウトが可能なこと。

		2-4-12.	全自動散薬分包機の集塵効率は、0.5ミクロン・95%以上であること。
		2-4-13.	全自動散薬分包機は48マス以上の錠剤コンベアがあり、筐体内に収納できること。
		2-4-14.	錠剤コンベアは、挿入する薬品ごとに該当するマスが点灯するＬＥＤガイドにより、どのマスへ薬品を挿入するのか一目で確認できるＬＥＤ点灯機能を有していること。また複数薬品の組み合わせでも薬品毎にＬＥＤが点灯し調剤をうながす機能であること。
		2-4-15.	全自動散薬分包機はコンタミ防止対策として、ホッパー部の帯電防止加工やハンドクリーナーが付属されていること。
		2-4-16.	ステンレス製の上下ホッパーを標準搭載し、薬剤が通過する内側は、コンタミを最小化するための特殊鏡面仕上げを施していること。
		2-4-17.	かきとり板・Ｒ円盤を清掃する清掃部品がブラシである場合、ブラシの清掃能力・耐久性・ブラシ内へ散薬が残ることにおいて非常に不安がある。このため清掃部品は水洗いもできるゴム製であること。また本体付属のバキューム清掃具でＲ円盤等を清掃できる機能を有していること。
		2-4-18.	清掃時に便利なように，電源ＯＦＦ時にはＲ円盤をフリーに動かす機能を有していること。
		2-4-19.	２枚のＲ円盤が一部重なっている構造であると，粉がはねて隣のＲ円盤に入る恐れがあり、またその対策を講じていても不安が残るため，Ｒ円盤の重なっていない構造を有していること。
		2-4-20.	制御パソコンのモニターに，エラー内容を表示する機能を有していること。
		2-4-21.	将来錠剤棚を追加設置することにより，全自動錠剤散薬分包機としても運用することができる機能を有していること。
		2-4-22.	全自動散薬分包システム制御パソコンは以下の要件を満たすこと。
		2-4-23.	タッチパネル式のノート型パソコンであること。
		2-4-24.	オペレーティングシステムは，日本語対応Ｗｉｎｄｏｗｓ ＸＰ Ｐｒｏｆｅｔｉｏｎａｌ相当以上の性能機能を有していること。
		2-4-25.	１００Ｂａｓｅ－Ｔ以上のインターフェースを１個有し，通信プロトコルはＴＣＰ/ＩＰであること。
		2-4-26.	ＣＰＵは，Ｃｅｌｅｒｏｎ（Ｒ） Ｍ プロセッサ 超低電圧版　９００MHｚ相当以上の性能機能を有していること。
		2-4-27.	主記憶装置の容量は，１ＧＢ以上であること。
		2-4-28.	物理的容量は，８０ＧＢ以上の磁気ディスクを内蔵すること。
		2-4-29.	モニターは，対角１２．１インチ以上・解像度１０２４×７６８ドット以上のＦＬバックライト付ＴＦＴカラーＬＣＤであること。
	2-5.	水剤監査システムは、以下の要件を満たすこと。	
		基本的要件	水剤監査システムとは、処方解析システムより送信されたデータに基づき、秤量の必要な水剤の整合性を図るため、バーコード（RSS）による薬品チェックを行い、監査内容を印字したチェックシートの出力を行う事により、正確な水剤調整業務の補助を目的とする。
		2-5-1.	既存の処方解析システムによる調剤内規の結果、水剤調製と判定された調剤データを受信することができること。
		2-5-2.	水剤調剤の指示のある処方データを処方解析監査装置より受け取り、モニターに表示できること。
		2-5-3.	監査システムは処方情報との整合性が容易に確認でき、薬剤名及び用法・用量が確認が行え、また、記録は監査システム内に最低１カ月は記憶され、必要に応じ出力できること。
		2-5-4.	秤量結果をプリンターで印字し、監査記録として記憶装置に保存できる機能を有していること。
		2-5-5.	薬剤認識はバーコードを利用して自動で行えること。JANコードが使用できること。
		2-5-6.	薬剤容器の配置場所は固定されないこと。
		2-5-7.	外用薬の監査も行えること。
		2-5-8.	各薬剤のオンライン以外の手入力による調剤も利用できること。
		2-5-9.	機器の操作、保守点検が容易にできること。
		2-5-10.	台数は制御用PC1台、電子天秤1台、バーコードリーダー1台、サーマルプリンタ1台構成とすること。
		2-5-11.	PCはCPUがUltra Low Voltage インテル Celeron M プロセッサー600MHz相当以上、主記憶装置の容量は512MB以上を備えていること。
		2-5-12.	PCは40GB以上の物理容量を持つ磁気ディスク装置を内蔵すること。
		2-5-13.	対角12.1インチ以上、解像度1024×768ドット以上のタッチパネル式TFT液晶カラータイプを有していること。
		2-5-14.	PCはオペレーティングシステムに関しては日本語対応Windows XP Embedded相当以上の性能を有すること。
		2-5-15.	PCは100Base-T以上のインターフェースを1個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
		2-5-16.	電子天秤の表示はデジタル数字による表示であること。
		2-5-17.	電子天秤は計量に対する応答性に優れ、作業が迅速に行えること。
		2-5-18.	電子天秤は計量操作が容易であること。

		2-5-19.	バーコードリーダーは設置タイプのもので、各種バーコード対応の回転ポリゴンミラー式であること。
		2-5-20.	サーマルプリンタは用紙幅80mm以上で、赤・黒印字ができ、オートカット機能を有すること。
		2-5-21.	水剤監査システムは，スタンドアロンでも操作できること。その際，秤量した薬品名，用量が印刷できること。
		2-5-22.	各パーツ部分がユニット化されているのでトラブル時はユニット交換による素早いリカバリーが可能であること。
		2-5-23.	点検時には、調剤台中の埋め込み部分が開閉できるため、容易にアクセスでき、保守点検が容易に行えること。
		2-5-24.	超音波（超音波の反射を利用した計量応答性に優れた機能）により正確な計量を行なえ、ばらつきのない敏速な計量作業が可能であること。
		2-5-25.	計量操作が容易であること。
		2-5-26.	超音波計量を行なうためのメスシリンダーを１５種類以上装備していることにより、計量可能範囲を広く確保していること。
		2-5-27.	大型操作パネルのなので、操作が非常にやりやすい。
		2-5-28.	計量結果は、大型LEDによりデジタル表示され視認性が良く、読取り過誤防止に貢献していること。
		2-5-29.	W200×D300×H410（mm）相当の安定型の外形サイズで、設置上安定していること。
		2-5-30.	調剤台・水剤台上にてフレキシブルに移動でき、また業務中に転倒しにくい安定型の筐体であること。
		2-5-31.	電子天秤タイプ・超音波式計量タイプ（超音波の反射を利用した計測機能）の２タイプの方式から選ぶことができ、業務の多様化に対応できること。
	2-6	集塵機付調剤台は、以下の要件を満たすこと。	
		基本的要件	本機は、散薬秤量を行う際、舞い上がる粉塵を調剤者が吸い込まないように集塵機能を設けた調剤台であり、秤量業務の効率化と作業者の健康保全を目的とする。
		2-6-1.	外形寸法がW1200ｍｍ×D600ｍｍ×H1800ｍｍの範囲内のものを２台、用意すること。
		2-6-2.	引き出し１個および観音扉２セット付きであること。
		2-6-3.	既存、散薬監査システムが設置・埋め込みできること。
		2-6-4.	薬剤容器の配置場所は固定されないこと。
		2-6-5.	集塵機の集塵効果は90%以上であること。
		2-6-6.	高性能メインフィルターを2箇所有すること。
		2-6-7.	風速の調整が可能であること。
		2-6-8.	別途調達の散薬監査システムのプリンター装置を引出し部に内蔵可能であること。
		2-6-9.	外形寸法がW900ｍｍ×D700ｍｍ×H850ｍｍの範囲内の卓上型のものも１台、用意すること。
	2-7.	計数充填監査システムは、以下の要件を満たすこと。	
		基本的要件	計数充填監査システムとは、処方解析システムより送信された処方データに基づき、調剤棚などに配置された薬剤と処方データとの整合性のチェックを行う為、i-podを用いて薬品のバーコードを読み取りチェックを行えるシステムであること。また調剤履歴を管理および、集計・分析が行えること。
		2-7-1.	薬剤部で出力される処方箋に調剤監査システムで使用するバーコードが印字されること。処方解析監査装置の改造が必要な場合は、金額に含めること。
		2-7-2.	処方箋に印字されているバーコードをi-podで読むことにより、どの患者のどの薬を何錠（包）取り揃える必要があるか瞬時に表示できること。
		2-7-3.	薬品棚の薬品ラベルまたは医薬品に付属するバーコードを読み取ることにより、処方箋の指示通りの薬品か確認できること。また、確認の際には音と画面表示で調剤者が確認できること。
		2-7-4.	i-podにはどの薬剤師が調剤したか記録できるように、使用する際にIDとパスワードもしくは名札に付いているバーコードの読み取りが可能であること。
		2-7-5.	調剤履歴が記録されること。
		2-7-6.	充填業務支援（バーコードによるチェック）がシステム上で可能であること。錠剤分包機、自動注射薬払出装置の補充にも利用できること。
		2-7-7.	同じ薬品で包装単位違いのJANコードまたはGS1-RSSコードを自動認識すること。
		2-7-8.	調剤履歴を管理および、集計・分析できること。
		2-7-9.	i-pod台数の増設が可能であること。
		2-7-10.	同時に複数台で調剤可能であること。
		2-7-11.	計量調剤した調剤に履歴をレシート印刷できること。
		2-7-12.	散薬監査システム,薬袋印字システム,錠剤分包機,散薬分包機と連動できること（計る物がある場合はi-podには送信させない）。
		2-7-13.	台数は、i-podサーバとしてPC1台、i-pod5台、無線LANアクセスポイント1台とし、データ転送速度が11Mbps以上であること。
		2-7-14.	i-podは、CPUがPXA255 400MHz相当以上、主記憶装置の容量は64MB以上を備えていること。
		2-7-15.	i-podは、オペレーティングシステムは、マイクロソフト社製　日本語対応WindowsCE.NET4.1相当以上の性能を有すること。
		2-7-16.	i-podは、表示部が2.4型以上の半透過カラーTFT液晶で、鮮明であること。

		2-7-17.	i-podは、入力部としてカーソルキー（上下左右）、ENTER、MENU、CLEAR、10キーを備え、左右側面にもアップダウン、ENTER、トリガ等を備えていること。
		2-7-18.	i-podは、スキャナを内蔵し、EAN（JAN）/UPC、EAN（JAN）/UPCwithアドオン、CODE39、CODE93、CODE128、EAN128、ITF、NW-7（CODABAR）、NSI、Discrete2of5、GS1-RSSのバーコードが読み取れること。
		2-7-19.	i-podは、無線LAN（IEEE802.11b）に対応できること。
		2-7-20.	i-podでの計数充填監査を導入している施設が５施設以上あること。
	2-8.	全自動錠剤分包機は、以下の要件を満たすこと。	
		基本的要件	自動散薬分包システムとは、上位システムより送信されたデータの基づき、薬剤を自動で薬包紙に分包が行え、必要な情報を薬包紙に印字が可能な機能を有すことで、一包化業務の効率化を目的とする。
		2-8-1.	錠剤・カプセル一包化指示のある処方データを処方解析監査装置より受け取れること。
		2-8-2.	既存の全自動錠剤分包機本体を制御できる制御操作卓であること。
		2-8-3.	既存の全自動錠剤分包機において、消耗劣化部品等、交換が必要な部品交換等の現地でのオーバーホール作業を含むこと。
3.	サブシステムについて		
		基本的要件	サブシステムについては、患者へ投薬番号情報、投薬待ち時間情報が表示でき投薬業務の効率化や、患者サービスの向上を目的とした機能を有し下記の条件を満たすこと。
	3-1.	投薬表示システム用端末は、以下の要件を満たすこと。	
		3-1-1.	既存の投薬表示システム、プラズマディスプレイがそのまま使用でき、操作PC、タッチモニターの交換のみで現状の業務が行えること。
		3-1-2.	PCはCPUがインテルCeleron G550(2.60GHz)相当以上、主記憶装置の容量は２GB以上を備えていること。
		3-1-3.	PCは250GB以上の物理容量を持つ磁気ディスク装置を内蔵すること。
		3-1-4.	17インチ以上、解像度1280×1024以上の液晶カラーディスプレイ、日本語キー入力付きキーボードおよびマウスを有していること。
		3-1-5.	オペレーティングシステムに関しては日本語対応WindowsXP相当以上の性能を有すること。
		3-1-6.	PCは100Base-T以上のインターフェースを2個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
		3-1-7.	マイク機能を有し、患者の呼び出し時等の業務支援機能を有すること。
		3-1-8.	チャイム機能を有し、患者の呼び出し時等の業務支援機能を有すること。
		3-1-9.	患者に対しての投薬状況の表示、待ち時間の表示、先出し完了番号表示、遅延番号表示、アナウンス等の表示が掲示出来る事。
		3-1-10.	スピーカーを内蔵し、音声・チャイム等を出力する機能を有していること。
		3-1-11.	制御端末、操作用タッチモニターの１台構成とすること。

4.	（性能、機能以外に関する要件）		
	4-1.	搬入及び据え付け及び調整等	
		4-1-1.	調達物品の搬入及び据え付け、稼動のための調整を行なうこと。
		4-1-2.	装置の納入場所については、当院と協議すること。
		4-1-3.	搬入・据え付け調整にあたり建物の改修等を行なう必要が生じた場合は、納入業者の負担で行なうこと。　なお、納入場所の面積・設備等の詳細は当院に問い合わせること。
		4-1-4.	装置の設置にあたり別途電源・配線・配管等を必要とする場合は、納入業者の負担で行なうこと。なお、現在準備している電源等については、当院に問い合わせること。
		4-1-5.	調達物品の構成内容については、当院に問い合わせること。
		4-1-6.	追加機器に伴い必要とされる電源、LAN工事も行うこと。
	4-2.	障害支援体制	
		4-2-1.	年間を通じ２４時間の故障連絡体制が整備されていること。
		4-2-2.	メンテナンスサービスの拠点が都内にあること。
		4-2-3.	障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有することを証明すること。
		4-2-4.	本調達品の保証期間は、安定稼動時から１年間とすること。
		4-2-5.	調達物品は、納入後においても稼動に必要な消耗品及び故障時に対する交換部品の安定した供給が確保されていること。
	4-3.	その他	
		4-3-1.	取扱説明書は、日本語版で１部以上提供すること。
		4-3-2.	１週間程度の講習を含む取扱説明を行なうこと。
		4-3-3.	調達物品には、基本的機能を損なわないよう必要な物品を備えること。
		4-3-4.	調達物品のうち薬事法の製造承認の対象となる医療用具については、厚生労働大臣の承認を受けていること。